

国民年金のお知らせ

多治見社会保険事務所・☎220255

ご存じですか 国民年金保険料 学生納付特例制度

「学生納付特例制度」は、在学期間中の国民年金保険料を、社会人になってから納付することができる制度です。

対象となる学生は、大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校などに在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が11.8万円以下である方です。

承認期間は、4月から翌年3月までとなり、毎年申請が必要となります。

この制度の適用を受けようとする方は、「国民年金保険料学生納付特例申請書」を市役所または、最寄りの支所へ提出してください。

手続きに必要なもの

年金手帳または、基礎年金番号通知書

学生であることを証明するもの（提示すれば、添付の必要はありません）

各種学校については、厚生労働省令で個別に定められた教育施設を除いて、修業年限が1年以上である旨が記載されている学生証もしくは、学生証では、修業期間が分からない場合は、学校が発行する修業年限が1年以上の課程であることの証明書が必要となります。前年所得の状況を明らかにすることができる書類（平成19年度の市県民税が、土岐市で課税される方は、必要ありません）
印鑑（学生本人が、申請書記入欄に署名する場合は必要ありません）

詳しくは、市民課国保年金係・国民年金担当（内線137・138）または、多治見社会保険事務所へどうぞ。

前納がお得です！ 国民年金保険料

一定期間（1年間分または、半年分）の保険料を前もって納める「前納」は、毎月納めるのに比べれば手間が掛からず、納め忘れることもありません。また、一定額の割引があるので大変お得な制度です。

保険料を5月1日までに前納すると…

1年前納：169,200円→166,200円
年間で3,000円お得です！

半年前納：84,600円→83,910円
半年で690円お得です！

※保険料の月額を14,100円で算出

ご注意ください！

- 口座振替により毎月納めている方で、前納を希望される場合は、口座から引き落としができませんので、早めに多治見社会保険事務所へ連絡してください。「前納用納付書」を送付しますので、5月1日まで

にお近くの金融機関や郵便局などで納めてください。

- 口座振替により「1年前納」「半年前納」されている方は、5月1日に指定された口座から引き落としされます。なお、口座振替による前納は、納付書による前納に比べ、さらにお得になっています。
1年前納＝165,650円 年間で3,550円お得です！
半年前納＝83,640円 半年で960円お得です！
- 納付書で納めている方で、前納を希望される方は、「前納用納付書」で5月1日までにお近くの金融機関や郵便局などで納めてください。
- 5月以降に前納を希望される方は、申し出をされた月から翌年3月までの前納ができますので、多治見社会保険事務所へお申し出ください。

詳しくは、多治見社会保険事務所へどうぞ。